

●香川県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 大 山 智

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 納付させる収入 | 指定をした日 |
|------------|-----------------|-------------|------------|
| 株式会社NTTデータ | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 | 一般旅券発給申請手数料 | 令和5年11月10日 |